様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和5　年　5 月　29 日

佐賀県知事　山口祥義　　殿

提出者

住　所 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲字東山5006-5

氏　名 大塚製薬株式会社佐賀工場

工場長　辻森久元

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0952-52-1511

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称		大塚製薬株式会社佐賀工場
事業場の所在地		佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲字東山5006-5
計画期間		令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
	①事業の種類	10　飲料・たばこ・飼料製造業、16　化学工業
	②事業の規模	製品出荷額：１１９億円
	③従業員数	276人
	④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り。

（日本工業規格　Ａ列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

別紙の通り。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（~~令和３年度~~）実績】令和４年度

産業廃棄物の種類	別紙参照	
排出量	t	t

（これまでに実施した取組）

製造現場における運転管理により、発生量の抑制に努めた。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	別紙参照	
排出量	t	t

（今後実施する予定の取組）

適切な運転管理により、発生量の抑制に努める。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

産業廃棄物の分類に沿った分別実施中。
分別について職場内へ周知。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

現状の分別の維持継続実施。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（~~令和３年度~~）実績】令和４年度		
	産業廃棄物の種類	―	―
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	― t	― t
	（これまでに実施した取組） ―		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	―	―
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	― t	― t
	（今後実施する予定の取組） ―		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（~~令和３年度~~）実績】令和４年度		
	産業廃棄物の種類		―
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	― t	― t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	― t	― t
	（これまでに実施した取組） ―		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	―	―
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	― t	― t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	― t	― t
	（今後実施する予定の取組） ―		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（~~令和３年度~~）実績】令和４年度		
	産業廃棄物の種類	−	−
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	− t	− t
	（これまでに実施した取組） −		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	−	−
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	− t	− t
	（今後実施する予定の取組） −		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（~~令和３年度~~）実績】令和４年度		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	全処理委託量		
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ①最終処分、及び中間処理後の最終処分が発生しない様再生利用業者を選定した。 ②可能な限り、優良認定処理業者への処理委託を実施。 ③委託業者に対し、定期的に現地確認を実施。		

<table>
<tr><td rowspan="9"></td><td rowspan="9">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙参照</td><td></td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

①可能な限り、優良認定処理業者への処理委託を実施。
②委託業者に対し、定期的に現地確認を実施。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1 枚作成すること。

2　当該年度の6 月30日までに提出すること。

3「 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（ 前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（ 前年度実績）、医療機関の場合における病床数（ 前年度末時点） 等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（ 当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「 産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6 条の11第2 号に該当する者） への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3 の3 第1 項の認定を受けた者） である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「 別紙のとおり 」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「 別紙のとおり 」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「 —」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理工程図

種類	名称	処理工程　（中）：中間処理　（最）：最終処分　〇　：自己処理　●　：委託処理
汚泥	排水処理余剰汚泥	脱水（中）〇⇒脱水汚泥⇒乾燥（中）●⇒乾燥汚泥⇒セメント原料として有効活用
	医薬品製造残さ	焼却（中）●⇒焼却残さ⇒セメント原料又はペレット原料として有効利用
	粉物廃棄物	焼却（中：熱回収）●⇒焼却残さ⇒セメント原料として有効利用
	乾電池	破砕（中）●⇒破砕残さ⇒各種原料に再生
	原水槽汚泥	乾燥（中）●⇒乾燥汚泥⇒セメント原料として有効活用
	水槽汚泥	乾燥（中）●⇒乾燥汚泥⇒セメント原料として有効活用
ガラス、コンクリ、陶磁器	ガラス類	破砕（中）●⇒破砕ガラス⇒土木資材として有効活用
	蛍光灯類	破砕（中）●⇒ガラス、蛍光体、金属くず⇒各種原料として有効利用
	コンクリ、陶磁器	破砕（中）●⇒埋立（最）●
	実験器具	溶融（中）●⇒残さ⇒セメント原料として有効利用
廃酸	清涼飲料水	破袋分別（中）●⇒セメント原料として有効利用
	医薬原料	焼却（中）●⇒焼却残さ⇒セメント原料又はペレット原料として有効利用
廃アルカリ	水系廃液	焼却（中）●⇒コンクリート二次製品として有効利用
金属くず	廃ドラム、一斗缶	焼却（中）●⇒金属残さ⇒金属資源として有効利用
	廃プラ・金属混合	破砕（中）●⇒破砕残さ⇒セメント原料として有効利用
廃プラ	可燃物・医薬原料袋	焼却（中：熱回収）●⇒焼却残さ⇒セメント原料として有効利用
	２０Ｌポリ容器	圧縮（中）●⇒圧縮プラスチック⇒セメント燃料として有効利用
	プラスチックドラム	破砕、焼却（中：熱回収）●⇒焼却残さ⇒セメント原料として有効利用
	塩ビ	焼却（中：熱回収）●⇒焼却残さ⇒セメント原料として有効利用
廃油	水系溶媒	混合（中）●⇒セメント冷却材として有効活用
木くず	木くず	焼却（中：熱回収）●⇒焼却残さ⇒セメント原料として有効利用
燃え殻	活性炭	焼却（中：熱回収）●⇒焼却残さ⇒セメント原料として有効利用

産業廃棄物の処理に係る管理体制図

統括責任者		佐賀工場工場長
廃棄物管理担当		環境・安全課人員数：４人
役割分担	環境保全委員会	廃棄物処理及び管理に関する審議・検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、適性処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を審議、決定し、結果の確認を行う。 ・委員長：工場長 ・委員：各課課長及び環境管理推進員
	統括責任者	・廃棄物処理方針の決定 ・廃棄物の処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物の管理部署及び役割	環境・安全課 ・廃棄物処理関連法規の遵守 ・廃棄物管理規定の策定・改定・廃止 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・委託契約の締結及び更新 ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付状況の把握及び保管 ・監督官庁への各種報告 ・社員、関連会社に対する教育・啓発 エンジニアリング部 ・産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握(現在休止中)

廃棄物管理を含めた環境管理組織

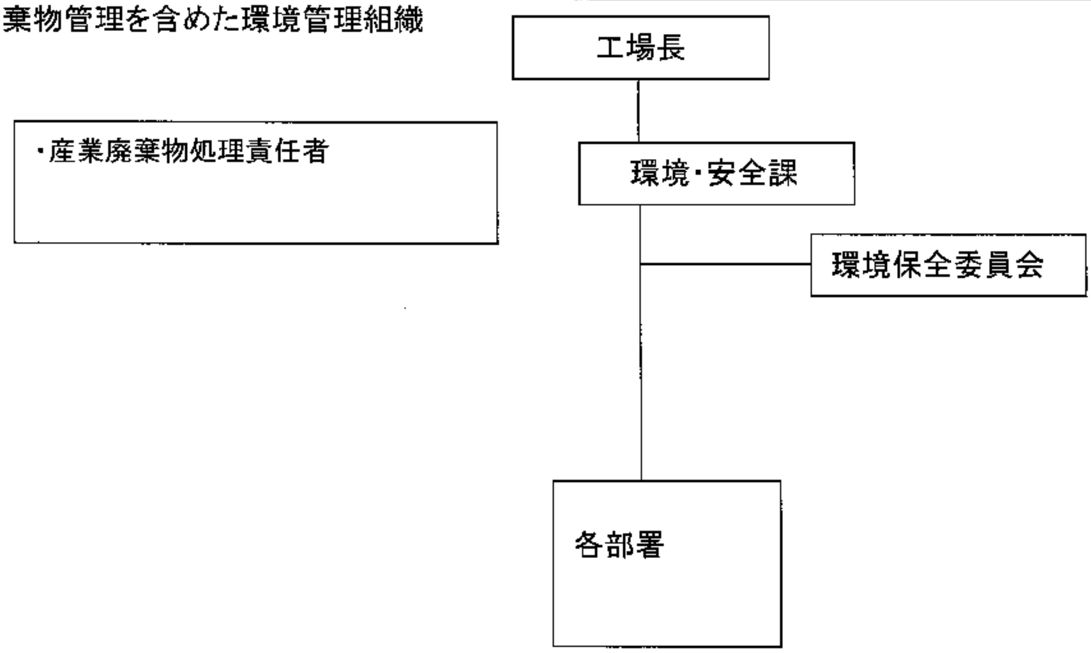

様式第二号の八（第八条の四の五関係別紙）

（第２面）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】																	
	産業廃棄物の種類	汚泥	ﾗｽｺﾝｸﾘ陶磁	廃酸	廃アルカリ	金属くず	廃プラスチック	燃え殻	動植物性残さ	廃油	木くず							
	排出量	6232.031 t	2.780 t	85.940 t	262.492 t	8.587 t	79.397 t	29.080 t	0.190 t	1076.560 t	4.310 t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】																	
	産業廃棄物の種類	汚泥	ﾗｽｺﾝｸﾘ陶磁	廃酸	廃アルカリ	金属くず	廃プラスチック	燃え殻	動植物性残さ	廃油	木くず							
	排出量	6259.450 t	2.680 t	40.000 t	89.000 t	8.590 t	78.650 t	29.080 t	0.000 t	1073.750 t	4.310 t	t	t	t	t	t	t	t

（第３面）

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】																	
	産業廃棄物の種類	汚泥	ﾗｽｺﾝｸﾘ陶磁	廃酸	廃アルカリ	金属くず	廃プラスチック	燃え殻	動植物性残さ	廃油	木くず							
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】																	
	産業廃棄物の種類	汚泥	ﾗｽｺﾝｸﾘ陶磁	廃酸	廃アルカリ	金属くず	廃プラスチック	燃え殻	動植物性残さ	廃油	木くず							
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】																	
	産業廃棄物の種類	汚泥	ﾗｽｺﾝｸﾘ陶磁	廃酸	廃アルカリ	金属くず	廃プラスチック	燃え殻	動植物性残さ	廃油	木くず							
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	5797.747 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】																	
	産業廃棄物の種類	汚泥	ﾗｽｺﾝｸﾘ陶磁	廃酸	廃アルカリ	金属くず	廃プラスチック	燃え殻	動植物性残さ	廃油	木くず							
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	5748.816 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t

様式第二号の八（第八条の四の五関係別紙）

（第４・５面）

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	ﾗｽｺﾝｸﾘ陶磁	廃酸	廃アルカリ	金属くず	廃プラスチック	燃え殻	動植物性残さ	廃油	木くず							
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	ﾗｽｺﾝｸﾘ陶磁	廃酸	廃アルカリ	金属くず	廃プラスチック	燃え殻	動植物性残さ	廃油	木くず							
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	ﾗｽｺﾝｸﾘ陶磁	廃酸	廃アルカリ	金属くず	廃プラスチック	燃え殻	動植物性残さ	廃油	木くず							
全処理委託量	434.284 t	2.780 t	85.940 t	262.492 t	8.587 t	79.397 t	29.080 t	0.190 t	1076.560 t	4.310 t	t	t	t	t	t	t	t
優良認定処理業者への処理委託量	434.284 t	2.780 t	85.940 t	262.492 t	8.587 t	79.397 t	29.080 t	0.190 t	1076.560 t	4.310 t	t	t	t	t	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	422.787 t	2.184 t	85.940 t	0.000 t	0.391 t	64.411 t	0.000 t	0.190 t	1076.380 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	11.497 t	0.353 t	0.000 t	262.492 t	8.196 t	14.986 t	29.080 t	0.000 t	0.180 t	4.310 t	t	t	t	t	t	t	t

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	ﾗｽｺﾝｸﾘ陶磁	廃酸	廃アルカリ	金属くず	廃プラスチック	燃え殻	動植物性残さ	廃油	木くず							
全処理委託量	510.634 t	2.680 t	40.000 t	89.000 t	8.590 t	78.650 t	29.080 t	0.000 t	1073.750 t	4.310 t	t	t	t	t	t	t	t
優良認定処理業者への処理委託量	510.634 t	2.680 t	40.000 t	89.000 t	8.590 t	78.650 t	29.080 t	0.000 t	1073.750 t	4.310 t	t	t	t	t	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	499.134 t	2.090 t	40.000 t	0.000 t	0.390 t	64.870 t	0.000 t	0.000 t	1073.750 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	11.500 t	0.350 t	0.000 t	89.000 t	8.200 t	13.780 t	29.080 t	0.000 t	0.000 t	4.310 t	t	t	t	t	t	t	t